

令和3年箕輪町告示第181号

箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月13日

箕輪町長

田島政徳

議案第5号

箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和3年12月13日 可決

箕輪町議会議長 小出嶋文雄

提案理由

この条例は、出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)に伴い、箕輪町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

令和3年箕輪町条例第 号

箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕輪町国民健康保険条例(昭和34年箕輪町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る箕輪町国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

## 箕輪町国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>404,000円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。
2 (略)	2 (略)